

岐阜県職員定数条例及び岐阜市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員定数条例及び岐阜市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員定数条例及び岐阜市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)の項中「四、一八七人」を「四、二三二人」に改め、同表教育委員会の事務局の項中「二六二人」を「二六六人」に改め、同表学校の項中「五、五八七人」を「五、五六九人」に、「四、七九七人」を「四、七八四人」に改め、同表合計の項中「一四、三〇〇人」を「一四、三三一人」に改める。

(岐阜市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の項中「一一、六八四人」を「一一、六八七人」に、「一一、〇八八人」を「一一、〇九二人」に改め、同表特別支援学校の項中「一二八人」を「一二七人」に、「一二一人」を「一二〇人」に改め、同表合計の項中「一一、八四三人」を「一一、八四五人」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

県職員及び市町村立学校職員の定数を変更するため、この条例を定めようとする。